

ORIX MONEY 会員規約〔商品条項〕

第 1 条（会員番号）

1. 当社は、会員に 16 桁の会員番号（以下「会員番号」といいます。）を通知します。
2. 会員は、会員番号を本規約に基づく取引に使用することができます。
3. 会員は、会員番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員番号が、会員の故意または過失により他人に知られたことで生じた損害は、会員の負担となります。

第 2 条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとします。なお、利用可能枠は会員の利用状況、信用状態、または法令等の基準により変動するため、会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとします。
2. 会員は、スマートフォンアプリケーションを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により借り入れる方法、または、当社から振込を受ける方法（以下「振込融資」といいます。）により、借入れを行うことができます。ただし、振込融資は、会員がインターネット、電話等の当社所定の方法で申し込むことにより、あらかじめ当社に届け出た会員個人名義の金融機関口座に当社名義で振り込む方法で行うものとします。

第 3 条（融資日）

本規約に基づく融資日は、会員がスマートフォンアプリケーションを使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の金融機関口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。

第 4 条（借入利率）

借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に通知するものとします。

第 5 条（返済方法）

1. 返済方法は、会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。
 - (1) 会員の指定する会員個人名義の金融機関口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する金融機関口座への振込返済となる場合があります。

- (2) 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用したインターネットバンキングにより返済する方法（以下「インターネット返済」といいます。）。
- (3) 当社指定の ATM を利用して返済する方法（以下「ATM 返済」といいます。）。なお、ATM 返済を利用する会員であってもあらかじめ個人名義の金融機関口座を当社に届け出るものとします。
2. 当社が会員に対して返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続きを行うものとします。
3. 自振返済を選択した会員は、次の各号のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うものとします。
- (1) インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が要請した場合は、会員は直ちに再手続きに応じるものとします。
- (2) 金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

第 6 条（返済方式と毎月返済額）

1. 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）とします。
2. 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとします。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	10 万円以内	10 万円超 20 万円以内	20 万円超 40 万円以内
毎月返済額	4,000 円	8,000 円	11,000 円

当月の残高	40 万円超 50 万円以内	50 万円超 60 万円以内	60 万円超 70 万円以内
毎月返済額	13,000 円	15,000 円	17,000 円

当月の残高	70 万円超 80 万円以内	80 万円超 90 万円以内	90 万円超 100 万円以内
毎月返済額	20,000 円	22,000 円	24,000 円

当月の残高	100 万円超 150 万円以内	150 万円超 200 万円以内	200 万円超 250 万円以内
毎月返済額	25,000 円	30,000 円	35,000 円

当月の残高	250 万円超 300 万円以内	300 万円超 350 万円以内	350 万円超 400 万円以内
毎月返済額	40,000 円	45,000 円	50,000 円

当月の残高	400 万円超 450 万円以内	450 万円超 500 万円以内	500 万円超 550 万円以内
毎月返済額	55,000 円	60,000 円	65,000 円

当月の残高	550 万円超 600 万円以内	600 万円超 650 万円以内	650 万円超 700 万円以内
毎月返済額	70,000 円	75,000 円	80,000 円

当月の残高	700 万円超 750 万円以内	750 万円超 800 万円以内
毎月返済額	85,000 円	90,000 円

第 7 条（約定返済と繰上返済）

1. 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から会員が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとします。
2. 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。なお、インターネット返済の会員についても同様とします。
3. 約定返済は、約定返済日の 15 日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、入会から 1 ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。
4. 前項にかかわらず、会員は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができます。
5. 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は、約定返済日の入金があったものとみなします。
6. 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
7. 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

第 8 条（返済金の充当順位）

1. 約定返済金の充当順位は、(1)費用または手数料、(2)未収利息、(3)遅延損害金、(4)経過利息、(5)元金の順とします。
2. 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。